

あなたの賃金は

最低賃金以上ですか？

最低賃金法という法律をご存知ですか？

あなたがもらっている賃金が最低賃金未満なら法律違反となります。タクシーの職場で、營收が低くて賃金が少なくなっている場合、最低賃金法違反のケースがかなりあります。

最低賃金は都道府県ごとに決められていて、時間額で表示されます。毎年10月に改定されます（下表）。

支給された賃金を最低賃金と比較するためには、賃金の方も時間額に直して比較します。計算した時間額が最低賃金未満だっ



たら違法で、差額を請求できます。

しかし、法律違反であっても、会社を相手に是正させるのは一人では困難です。

労働組合に入って、力を合わせて改善しましょう。

最低賃金の計算例

●最低賃金は時間額で比較します

歩合給の時間額＝歩合給÷総労働時間

固定給の時間額＝固定給÷所定労働時間

両方ある場合は、それぞれ計算して足し合わせます

●対象にならない賃金

①臨時に払われる賃金②賞与・一時金③時間外・休日・深夜割増賃金④精皆勤手当・家族手当・通勤手当——これらは計算から除外して比較します

●計算例

45%のオール歩合賃金（45%のうち歩合給が40%、割増賃金5%）で、労働時間は1か月230時間（所定170、時間外60時間）、營收が40万円だったとします

最低賃金の対象となる賃金 40万円 × 40% = 20万円（割増賃金は計算から除外）

その時間額 20万円 ÷ 230時間 = 870円

870円が、その地方の最低賃金を下回ってれば違法です

2021年度地域別最低賃金額(時間額、2021年10月以降適用)

地方	(円)	福島	828	神奈川	1040	岐阜	880	兵庫	928	山口	857	長崎	821
北海道	889	茨城	879	新潟	859	静岡	913	奈良	866	徳島	824	熊本	821
青森	822	栃木	882	富山	877	愛知	955	和歌山	859	香川	848	大分	822
岩手	821	群馬	865	石川	861	三重	902	鳥取	821	愛媛	821	宮崎	821
宮城	853	埼玉	956	福井	858	滋賀	896	島根	824	高知	820	鹿児島	821
秋田	822	千葉	953	山梨	866	京都	937	岡山	862	福岡	870	沖縄	820
山形	822	東京	1041	長野	877	大阪	992	広島	899	佐賀	821		